

鹿屋市告示第 150 号

鹿屋市肥料価格高騰対策支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を  
次のように定めた。

令 和 8 年 4 月 1 日

鹿屋市長 郷 原 拓 男

令 和 8 年 4 月 1 日 決 裁

鹿屋市肥料価格高騰対策支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市肥料価格高騰対策支援事業補助金交付要綱（令和 7 年鹿屋市告示第219号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号を次のように改める。

(2) 青色申告を行っている農業者であること。

第 2 条中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とする。

第 3 条中「前年の 6 月から当年の 5 月まで（以下「補助対象期間」という。）の肥料の購入に要する経費とする。」を「直近（原則、令和 8 年分）の青色申告決算書（農業所得用）における肥料費とする。」に改める。

第 4 条第 1 項を次のように改める。

補助金の額は、肥料費の10分の 1 以内（その額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）とする。

第 4 条第 2 項を削る。

第 5 条第 1 号を次のように改める。

(1) 直近（原則、令和 8 年分）の青色申告決算書（農業所得用）

第 5 条中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とする。

別記第 1 号様式を次のように改める。

別記

第 1 号様式（第 5 条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

申請者 住 所

氏 名

電話番号

鹿屋市肥料価格高騰対策支援事業補助金交付申請書

鹿屋市肥料価格高騰対策支援事業補助金の交付を受けたいので、鹿屋市肥料価格高騰対策支援事業補助金交付要綱第 5 条の規定により関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額 円

2 事業内容

| 事業内容 | 事業費<br>(円) | 負担区分      |             | 備考 |
|------|------------|-----------|-------------|----|
|      |            | 市費<br>(円) | 自己負担<br>(円) |    |
| 肥料費  |            |           |             |    |

※市費：肥料費の1/10以内

添付書類

- (1) 直近（原則、令和 8 年分）の青色申告決算書（農業所得用）
- (2) 市税の滞納がないことを証明する書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

別記第 2 号様式中「印」を削る。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。